

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 1 月 28 日

鳥取県立皆生養護学校長 河 本 史 幸

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

鳥取県立皆生養護学校及び鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校校舎清掃業務 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）履行場所

米子市上福原七丁目 13-4 鳥取県立皆生養護学校

米子市上福原七丁目 13-1 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校

（4）業務の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

（5）入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）平成 24 年鳥取県告示第 606 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の建築物内部清掃に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成 27 年 2 月 5 日（木）正午までに 4 の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 4 の（3）の場所に必ず連絡すること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業の登録を受けている者であること。

（5）1 件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が 3,000 平方メートル以上の清掃業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

（6）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立皆生養護学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒683-0004 鳥取県米子市上福原七丁目 13-4

鳥取県立皆生養護学校

電話 0859-22-6571

電子メール kaikeyo-s@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

〒683-0004 鳥取県米子市上福原七丁目 13-4

鳥取県立皆生養護学校

電話 0859-22-6571

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書等の交付方法

平成 27 年 1 月 28 日（水）から平成 27 年 2 月 12 日（木）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県立皆生養護学校ウェブサイト（<http://www.torikyo.ed.jp/kaikeyo-s>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成 27 年 1 月 28 日（水）から平成 27 年 2 月 12 日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

なお、郵送による交付を希望する場合は、250 円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(5) 郵便等による入札

不可とする。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成 27 年 2 月 27 日（金） 午後 1 時 30 分

イ 開札日時

平成 27 年 2 月 27 日（金） 午後 1 時 30 分以降

ウ 場所

(1) に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成 27 年 2 月 12 日（木）正午までに 4 の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領(平成 26 年 3 月 12 日付第 201300191828 号鳥取県教育長通知)に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。